明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六七）　三
○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二六八）　五
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（二六九）　七
〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房七）　八
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七三）　八
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（同七四）　九
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一四、一六）　一五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（同一五、一七）　一六
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務八二）　二〇
○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（同八三）　二三
○独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令（財務・国土交通三）　二三
○国土交通省・財務省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（同四）　二六
○救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一一八）　二六
〔告　示〕
○機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（内閣府一〇八）　二六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分・令和二年分～令和四年分）を公表する件（総務二四八）　三〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分・令和三年分～令和五年分）を公表する件（同二四九）　三三
○住居表示を実施した件（同二五〇）　三五
○特別名勝・特別天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁一七）　三七
○国宝の管理団体を定める件（同一八）　三七
○重要文化財の管理団体を定める件（同一九）　三八
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働二八〇）　三九
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同二八一）　四〇
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたギニア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（経済産業一二五）　四〇
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたヨルダンの記章を指定した件（同一二六）　四〇
○商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたセルビア共和国の紋章等を指定した件（同一二七）　四一
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ産油国機関の標章を指定した件（同一二八）　四一
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された世界観光機関の標章を指定した件（同一二九）　四二
○一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示（国土交通一一二二）　四四
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（同一一二三）　四四
○建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項の一部を改正する件（同一一二四）　四六
○標準貨物自動車利用運送約款等の一部を改正する告示（同一一二五）　四六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。